

「日野町国民保護計画」を策定しました。



日野町では、このたび国民保護計画を策定しました。この計画は、国民保護法に基づき、全市町村が今年度中に策定することになっていきます。

本町では、今年1月ごろから国民保護協議会の開催や意見募集などを行い、6月13日付けで鳥取県知事の同意を得ました。

計画の内容は、万一の有事や大規模なテロの発生に備えて普段から準備しておく事項から、有事等の際の住民の避難誘導などの対処方法や、復興までの対策をまとめています。

計画書は、役場総務企画課と黒坂支所の窓口で、9月29日（金）まで閲覧することができます。また、日野町役場

公式ホームページ

<http://www.town.hino.tottori.jp/>

からもダウンロードできますのでご覧ください。

担当 総務企画課防災係 伊田（電話 72 0331）

特別障害給付金制度のお知らせ

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などの受給権のない障害者の人について、特別障害給付金制度があります。

対象になるのは、昭和61年3月以前に任意加入対象であった厚生年金・共済組合などに加入または受給などをしてきた人の配偶者と、平成3年3月以前に任意加入対象であった学生で、当時加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人です。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金など

を受給することができるとは対象にはなりません。

また、給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなります。

詳しくは、米子社会保険事務所（電話 0859 346111）にお問い合わせください。

行政書士無料相談所

県行政書士会西部支部では、遺言・相続・離婚・悪徳商法被害・交通事故など、さまざまな悩みごとの相談を受け付ける無料相談所を、毎月第1土曜日（開いていません。お気軽にお越しください）

開催日 9月2日（土）、10月7日（土）、11月4日（土）、12月2日（土）

時間 午前10時30分～午後3時まで

場所 米子駅前サティ4階 男女共同参画センター会議室 相談無料、秘密厳守（行政書士は、法律で厳しい守秘義務が課せられています。）

納税組合長会議を開きました。

8月3日、町役場で納税組合長会議を開きました。はじめに、10年にわたり納税組合長を務められている山根靖代さん（黒坂1区1班納税組合長）と長谷部正人さん（黒坂1区2班納税組合長）に感謝状を贈りました。

その後、納税組合に関すること、町税などの改正点などについて、住民課から次のとおり説明しました。

主な説明事項

納税組合報奨金の率の改定について

平成18年度は年度内納付100%の組合は3.0%、100%未満の組合は0.9%としていますが、平成19年度はそれぞれ2.5%と0.7%、平成20年度はそれぞれ2.0%と0.5%に改定します。

平成17年度町税収納状況及び平成18年度町税賦課

状況について、それぞれ説明しました。

町税等の主な改正点について

町県民税... 老年者控除の廃止（48万円 廃止）
公的年金等控除の見直し
定率減税の縮減（15% 7.5%）

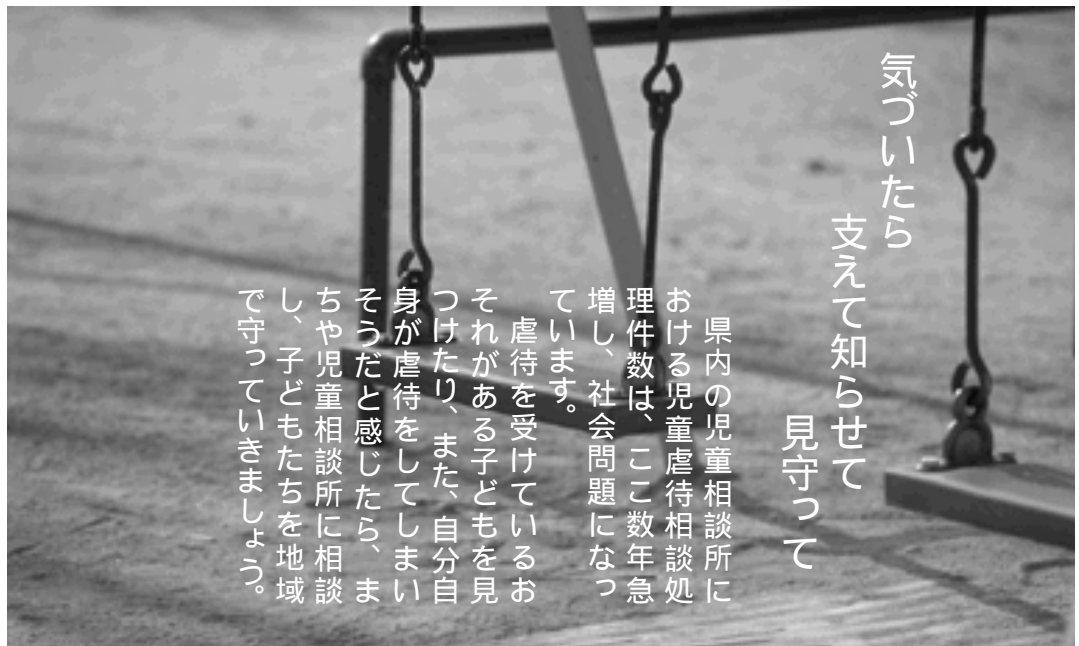
固定資産税... 税率の改正（1.5% 1.6%、10年間の時限措置）

国民健康保険税... 40歳以上65歳未満の人にかかる介護保険分の税率及び限度額の変更

介護保険料... 保険料段階を6段階に改正

このほか、町税について詳しくは、役場住民課（電話 72 0333）までお問合せください。

なくそつー！児童虐待



気づいたら

支えて知らせて

見守って

県内の児童相談所における児童虐待相談処理件数は、ここ数年急増し、社会問題になっています。虐待を受けているおそれがある子どもを見つけたら、また、自分自身が虐待をしてしまいそうだと感じたら、ま

どんなことが児童虐待になるの？

身体的虐待

子どもを殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、首をしめる、熱湯をかける、異物を飲ませる、戸外に閉め出すなど。

心理的虐待

言葉による脅かし、子どもに対する無視や拒否的態度、兄弟姉妹間での著しい差別的態度など。

ネグレクト（養育放棄など）

児童に食事を適切に与えない、衣類を着替えさせないなどひどく不衛生なままにする、医師の診察を受けさせない、登校させない、車内・室内に置き去りにするなど。

性的虐待

子どもに性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど。

保護者以外の同居人による児童虐待と同じ行為を保護者が見て見ぬふりをしている場合もネグレクトの一類型として児童虐待になります。

また、児童の目の前で配偶者（事実婚を含む）に対する暴力が行われていることなど、児童への被害が間接的なものについても児童虐待になります。

虐待を受けたと思われる児童を見つけたら、役場、児童相談所に相談・通報してください。

相談・通報を受けた役場、児童相談所は、子どもの身柄の安全確認、緊急性の有無の判断をし、児童の保護や親と子どもへのカウンセリングなど、適切な援助計画を立てます。

また、誰が相談・通報したかを漏らすことはありません。

子育ての悩みをひとりで抱えていませんか？

子育てで不安になったり、イライラしていませんか？完璧な子育てなどありません。誰もが悩んだり、不安になったりします。気軽に相談してみましょう。

児童虐待の通報・相談はこちらまで。

自分が虐待をしてしまいそうだと感じたときもご相談ください。

県米子児童相談所（電話 0859 33 1471）

役場健康福祉課（電話 72 0334）

子どもを虐待から守るための5か条
「おかしい」と感じたら迷わず相談・通報を
「しつけのつもり…」は言い訳
ひとりで抱え込まない
親の立場より子どもの立場
虐待はあなたの周りでも起こりうる